

下仁田南牧医療事務組合 下仁田厚生病院
(介護予防)訪問リハビリテーション事業
運営規程

令和5年9月1日

下仁田南牧医療事務組合 下仁田厚生病院

(介護予防)訪問リハビリテーション事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 下仁田南牧医療事務組合が開設する下仁田厚生病院(以下「事業所」という。)において行う訪問リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、理学療法士、作業療法士(以下「従業者」という。)が、主治医に訪問リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、必要なリハビリテーションを行うことにより、「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものとする。

2 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行うものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 下仁田南牧医療事務組合 下仁田厚生病院
- (2) 所在地 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 409 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1名(常勤兼務)
職員の管理、業務の実施状況の把握、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うため、必要な指示を行う。
- (2) 理学療法士 1名以上(常勤兼務)
医師の指示及びリハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要なリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日、水曜日、金曜日

- (2) 営業時間 午後 1 時から午後 5 時 15 分まで
- (3) 休業日 火曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第178号)第3条に定める休日)、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
- (4) 上記の営業日のほか、月曜日から金曜日は電話等により連絡が可能な体制とし、従業員の都合や、利用者の都合により双方の合意があれば、営業日以外にも事業を行うことができることとする。

(事業の内容)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 機能訓練(リハビリテーション)
- (3) 健康チェック

(利用料等)

第 7 条 利用料金は次のとおりとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による。
- (2) 利用料等の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料等について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、下仁田町及び南牧村とする。

(虐待防止に関する事項)

第 9 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等防止のため、高齢者虐待防止委員会を設置し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 高齢者虐待防止マニュアルの整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

第 10 条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- (1) 事業所は従業員に対し資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (2) 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従

業者でなくなった後においても、これらの保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

- (4) 要介護者等の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供をする際には、あらかじめ文書により利用者又は家族の同意を書面にて得るものとする。
- (5) 事業所は、提供した事業に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとし、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- (6) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、下仁田南牧医療事務組合の管理者と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。